

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について（農地法第3条）

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地を売ったり買ったりした場合は、速やかに「組合員資格得喪通知書」をご提出ください。手続を怠りますと農地を移動したのいつまでも組合費が掛かることになります。

なお、「組合員資格得喪通知書」をご提出いただいた際は、土地改良区の方で賦課地の調査等行い、場合によっては必要な手続きをお願いしますので、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への申請と共に決済金が必要となります。

◆決済金とは

- ・区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路、水路敷等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条）に基づき一定額を納めていただくものです。
- ・決済金の算定にあたっては毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- ・令和2年度の農地転用に伴う決済金は、令和2年2月4日の理事会において右のとおり決定いたしました。

決済金算出調書

一般会計債務額	181,940千円
団体営事業費	5,295千円
維持管理諸経費	23,540,040千円
県営事業分担金	85,640千円
県営維持管理費負担金	336,450千円
合 計	24,149,365千円
対象面積（田換算）	3,801.6ha
決済金額（田10a当たり）	635,242円

田 635,000円（10a当たり）

畑 158,000円（10a当たり）

（地目変更は、10a当たり477,000円）

他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合は、土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

1. 使用料金（5年分）

① 乗入れ（橋など）

1㎡当たり 7,200円／5年間

② 浄化槽排水

1人槽当たり 1,800円／5年間

③ ガス管・上下水道管

家庭引込 免除

2. 消費税（現行10%）

手数料について

土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、亀田郷土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

申請様式のダウンロードについて

土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel（エクセル）とWord（ワード）をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点は、亀田郷土地改良区にお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、一部の心無い人によって農道或いは用排水路にさまざまな廃棄物が投棄され、農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費も掛かっています。

不法投棄は犯罪です。目撃された方は、車のナンバー等を控え、最寄りの警察署や亀田郷土地改良区へご一報ください。